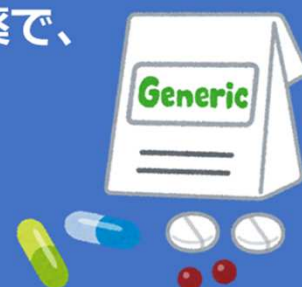


【先発医薬品の処方を希望される患者さんへ】

● 厚生労働省からのお知らせです

令和6年10月からの医薬品の自己負担の新たな仕組みとして、
後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、
先発医薬品の処方を希望される場合は、
特別の料金をお支払いいただきます。



後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬に対し、患者さんが先発医薬品の処方を希望された場合は、自己負担分の医薬品の代金とは別に、「選定療養費※」という特別な料金が発生します。そのため、これまで先発医薬品を希望し受け取っておられた患者さんの場合、令和6年10月より薬局での支払い額が高くなります。

※ 選定療養費は先発医薬品と一番価格の高い後発医薬品との差額の4分の1に消費税を加えた額となります。先発医薬品は後発医薬品より高い価格となっています。

ただし、医師が治療上の必要性からやむを得ず先発医薬品を使わざるを得ないと判断した場合は、「選定療養費」は不要です。

お支払額などについて詳しくお知りになりたい場合は、かかりつけ薬局または当院医事会計窓口にお尋ねください。